

「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟原告団及び弁護団の皆さまへ

共に頑張りましょう

2014年1月19日

原発被害救済千葉県弁護団

団長 福 武 公 子

本日の第2回原告団総会にあたり、同じく千葉地裁で福島第一原発事故損害賠償集団訴訟を闘っている千葉県弁護団から連帯と応援のメッセージを送ります。

あの忌まわしい福島第一原子力発電所放射能放出事故から2年目にあたる昨年3月11日、各地に避難を余儀なくされた被害者の人々が、福島地裁本庁、同いわき支部、東京地裁、千葉地裁の各裁判所に対し、第一次の集団訴訟を起こしました。さらにその後第2次、第3次と訴訟が提起されています。これらは、いずれも東電と国を共同被告とし、本件原発事故の法的責任を問う初めての訴訟として、社会的にも注目され国民の重大関心事となっています。これまでに、北海道、山形、新潟、群馬、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫と各地の裁判所に同様の訴訟が提起され、さらに、宮城、茨城、埼玉、岐阜、岡山、広島、山口、福岡など各地で訴訟提起の準備が進んでいます。ような訴訟の流れを全国の国民が注視するゆえんは、この各地原発集団訴訟が、福島原発事故後今日も続く被害者の過酷な避難生活に対する適正な賠償のみならず、国が進めてきたこれまでの杜撰な原発推進政策や、さらには今後の原子力依存政策のあり方という重要な論点が司法の場に提示されているからにほかなりません。

全国各地に避難している原発事故被害者は、あの福島第一原発事故による未曾有の公害によって、平穏な生活を失いました。かつてそこにあったのは、古くから続く福島の豊かなふるさとの歴史であり、その中で培ってきた風土や慣習、人々のふれあいであり、決して他に代替することのできない生活でした。あるいは、福島においては、避難したくとも出来なかった多くの人々が、今も低線量被ばくの恐怖の中で、遅々として進まない除染への失望と不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。この原発事故の引き起こした被害は、実に広範かつ多様で、それぞれの被害者に与えた苦悩と絶望感を言

葉で言い表すことは到底不可能です。

この原発事故原因の科学的技術的究明は未だ途上ですが、少なくとも、国会事故調査報告書にも指摘されているとおり、この原発事故が想定外のものではなかったばかりか、原子力規制を担うべき被告国の規制当局が被告東電をはじめとする原子力事業者となれ合いの関係になって取りこまれ、安全神話の元に、いわゆる「規制の虜」となって、本来あるべき監視と監督機能が崩壊していた「人災」であったことは、今や誰の目にも明らかなのです。

「人災」というなら、それを引き起こした東電と国が、法的な加害責任を負うべきことは当然のことであり、この裁判は、各地の被害者たる原告達が、その当たり前のことを裁判所が認めることを求めるものです。

ところが、これまで、千葉地裁で行われた5回の弁論や、各地弁護団からの報告による各裁判所で行われた集団訴訟の口頭弁論の状況を見ますと、必ずしも、その当たり前のことが確認されているとは言えないのではないかと危惧されます。各地の訴訟における東京電力の答弁は、不法行為責任を否定し、原子力損害賠償法に従い中間指針で賠償しているのだから文句があるかという一点張りで、まるで木で鼻をくくったように冷酷非情なものです。この中間指針自体が、加害者側が一方的に作って押しつけた最低限の基準であって、決して裁判の基準ではないことも東電は全く考慮していません。さらに、国の答弁も、原発事故の責任は一切否定している上、国には裁判で立証責任はないのだから何もしなくてよい、との原則論を振り回すのみで真摯な訴訟態度は全く見られません。こんな理不尽な態度はととても許すことは出来ません。

原告の方々も、私達弁護団も、支援者の方々も、もっともっと怒りの声をあげて行かなくてはなりません。

今年は、福島原発事故から3年目を迎えます。原発被害者や各地弁護団や支援する学者の方々など関係者の努力と世論の声によって、3年の民法の時効の壁は当面ひとまずクリアされましたが、裁判の闘いは、まだ緒に就いたばかりとも言えます。

この裁判に勝利するためには、何が必要なのか、私達弁護団も支援者の方々も、この裁判を自己のものとして、絶え間ない自己検証をしながら、やるべきことをしっかりやることが求められています。

そして、今日御集りの原告団の皆さまも決してひるむことなく、共に立ち向かって行くことが求められます。裁判所の壁を打ち破るのは、決して生易しいものではないこと

は、水俣やじん肺、各種薬害等これまで闘われた幾多の公害事件の経過を見ても明らかです。各地の原告団の方々は、決して一人ではなく、私達弁護団も含め、皆が同じように、この原発裁判の勝利に向かって闘う仲間であることを常に確認し、加害者である国と東電に「当たり前責任」を認めさせるまで、共に闘い抜くことを誓い、連帯のメッセージといたします。

頑張りましょう。

以上